

# ・移動系サービスについて

(移動支援事業・日中一時支援事業・生活サポート事業)

1

人員、設備、運営基準及び請求等に関する基本的な法令

## ○移動支援事業

「川崎市障害児・者移動支援事業実施要綱」

## ○日中一時支援事業

「川崎市障害児者日中一時支援(日中短期入所)事業実施要綱」

「川崎市日中一時支援(障害児・者一時預かり)事業実施要綱」

## ○生活サポート事業

「川崎市障害児・者生活サポート事業実施要綱」

「障害児ファミリーサポート実施要領」

2

# 従業員の要件(補足)

## ○移動支援

移動支援は、川崎市移動支援事業等従事者養成研修過程修了者、神奈川県ガイドヘルパー養成研修過程修了者又はこれに同等な研修を修了した者等でも従事可

## ○生活サポート(あんしんサポート)

あんしんサポートは、本市実施の研修修了者等でも従事可

3

## 変更(休止・廃止・更新)の届出

### ● 変更の届出

届け出ている内容に変更が生じた場合、変更の日から10日以内に川崎市に届け出る必要があります。

※ 変更事項ごとに必要な書類の一覧表、および必要書類の様式等は以下の掲載先をご参照ください。

### ● 廃止・休止の届出

・廃止・休止の場合 ⇒ 廃止・休止の1ヶ月前までに提出

・再開の場合 ⇒ 再開の日から10日以内に提出

※ 詳細は以下の掲載先をご参照ください。

### ● 変更(休止・廃止)の届出 資料等掲載先

[https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/library/L\\_Result2.asp?category=101&topid=3](https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/library/L_Result2.asp?category=101&topid=3)

(「障害福祉情報サービスかながわ」⇒「書式ライブラリ」⇒「3. 川崎市からのお知らせ」⇒「5. 変更(休止・廃止)の届出」)

### ● 指定の更新

指定の更新については、6年ごととなります。指定の有効期間満了日にあたる月の15日までに指定の更新が必要となります。指定の更新を行っていない場合、指定の効力を失うこととなりますので御注意ください。

4

# かながわシステムの契約エラー及び請求エラーとその対象等

## ○契約エラーコード

コード	メッセージ	原因	対応方法
3203	同一の利用者およびサービスで重複する契約が既に存在します	①既に登録済の契約情報がある。②契約報告区分が誤っている。③事業者番号、市区町村コード、受給者証番号、事業区分、サービスコード、契約開始年月日、契約終了年月日が誤っています。	①同一の契約情報の登録有り。②契約変更の場合「契約変更（前回契約終了）」と「契約変更（今回契約作成）」の2つの情報を入力。契約終了の場合「契約終了」を入力。③後データを有効にするならば登録済みデータを削除。③事業者番号等を確認
3210	利用者の支給決定が存在しないため登録できません	①サービスコード等に誤りがある。②各（地）区の支給決定が遅れたためかながわシステムの情報が更新されていない。	①最新の受給者証を確認していただき、契約シートのサービスコード等を再確認していただく②支給決定を行っている各（地）区に相談する。
3202	存在しない利用者、または契約開始日が有効期間内ではないため登録できません	①市区町村番号、受給者番号または契約開始年月日が誤っている。 ②新規ケースで、各（地）区の支給決定の情報がかながわシステムに登録されていない。	①受給者証を確認（市町村番号の誤り、受給者番号が10桁でない、等）②翌月の請求期間までお待ちください。
3090	この契約量では利用者の合計契約量が決定支給量を超えるため登録できません	①契約量が支給決定量を超えている。②他の事業者の契約内容によってエラーとなっている。 【契約情報を登録したままで修正されていない事業者がありますので、速やかに契約情報の修正をお願いします。】③かながわシステムに適切な支給決定情報が登録されていない。	最新の受給者証および受給者手帳を確認。 ①支給決定量超過の入力を行っている。②他事業所が既に登録した契約情報により登録不可。他事業所と登録済の契約情報について、調整を行う。③支給決定を行っている各（地）区に相談する。
3209	サービスコードが存在しないため登録できません	市区町村番号、事業区分、サービスコードが誤っている。	サービスコード等の誤りのため、コードを再確認。※エラーメッセージが出なくてもエラーの場合があるため注意。

5

## ○請求エラーコード

コード	メッセージ	原因	対応方法
9560	標準システムの基本サービス請求が存在しません。	かながわシステムに登録された請求情報と一致する基本サービスが全国システムに登録されていない場合やエラー等により請求情報が承認されない。	全国システムがエラーの場合等に発生するので、次月に2システム共に再請求する。
9534	契約情報が登録されていません。	①請求情報の事業者番号、サービス提供年月、請求自治体コード、受給者証番号、サービスコード等が誤っている。②契約情報の登録漏れ、またはエラーとなっている。③契約情報のサービスコードと請求情報のサービスコードが不一致となっている。④サービス提供年月が契約情報の契約期間外となっている。	①請求情報の事業者番号、サービスコード等を確認。②契約情報を登録後、請求情報を再登録。③契約情報のサービスコードと請求情報のサービスコードを確認。④請求情報のサービス提供年月を確認。
9523	支給決定情報が登録されていません。	①サービス提供年月、請求自治体コード、受給者証番号、事業区分またはサービスコードが誤っている。 ②かながわシステムに該当する事業者情報が登録されていない。	①請求情報のサービス提供年月、請求自治体コード、受給者証番号、事業区分またはサービスコードを確認。②健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課に相談する。
9553	受給者証番号・事業者番号・サービス提供年月が同一の請求履歴があります。	既に支払い済の請求情報。	過誤申立をしていない場合や提供月を更新していない場合があるので、請求情報を確認。

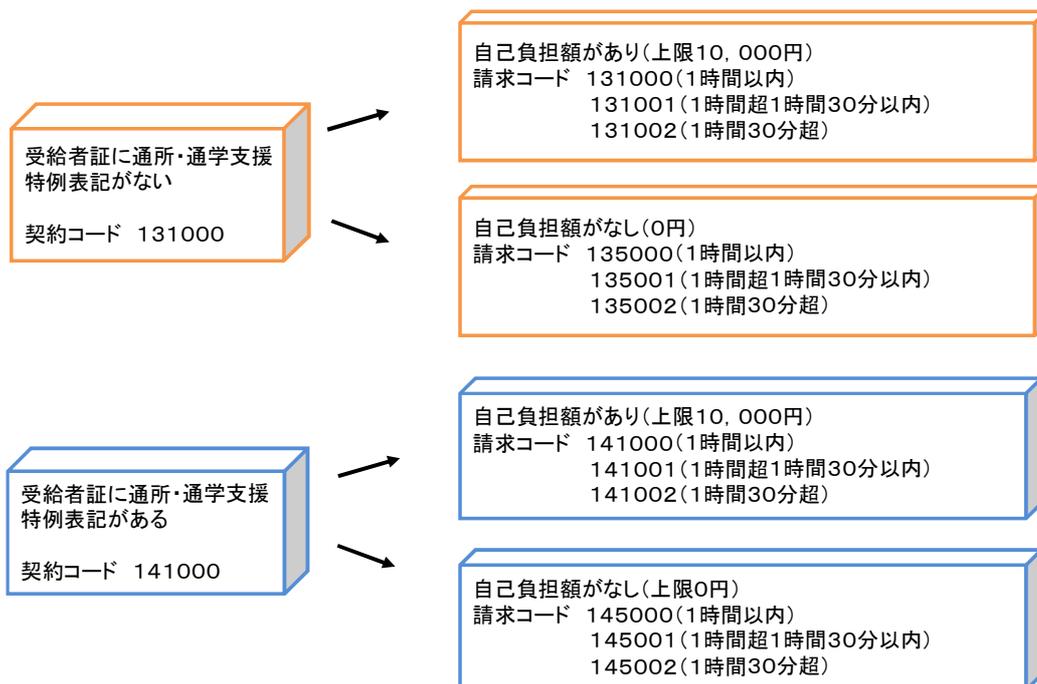
# かながわシステムの注意事項

- ・自己負担額は国システム先勝ち
- ・かながわシステム内は先に請求した者から自己負担額をとっていく。
- ・請求結果が出るまで、自己負担額の請求は行わないこと。
- ・自立支援給付と市単事業を併用している利用者で、自立支援給付の自己負担額に変更が生じる場合は、市単事業についても過誤再請求が必要。
- ・かながわシステムの契約は、サービスコードの代表的なものをとる。時間ごとのコードではない。

7

・Aがついているのは自己負担額がない者に対するコード。

例) 通所・通学支援の契約及び請求コード



8